

心で介護・坂の上 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団心が開設する心で介護・坂の上（以下「事業所」という。）において実施障害福祉サービス事業の居宅介護（以下(居宅介護)という。）及び重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、看護師、准看護師又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）

に対して提供する居宅介護、重度訪問介護（以下「サービス」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者等の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事、外出における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適正かつ効果的に行うものとする。

2 サービスの実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。

3 サービスの実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者等の所在する市町村、他の障害福祉サービス事業者、相談支援事業者、障害者支援施設、その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供するもの（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法第123号。以下「法」という。）及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、サービスを実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 サービスの提供に当たっては、事業所の訪問介護員等によるのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 サービスの提供を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 心で介護・坂の上

所在地 静岡県浜松市東区半田山四丁目38番4号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、利用者等の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等（提供するサービスが居宅介護にあつては「居宅介護計画」、重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」といい、以下、「サービス計画」という。）を記載した書面（提供するサービスが居宅介護にあつては「居宅介護計画書」、重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画書」をいい、以下、「サービス計画書」という。）を作成し利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該サービス計画書を交付する。
サービス計画の作成後において、当該サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス計画の変更を行う。
事業所におけるサービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 訪問介護員等 常勤換算で2.5名以上

訪問介護員等は、サービスの提供に当たる。なお、介護保険給付対象外サービスの提供にあつては、上記の員数とは別に必要な員数を置く。また、必要に応じ前述の員数以上の職員を置くことが出来る。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 365日

(2) 受付時間 8時30分から17時30分までとする。

(3) 営業時間 24時間

(サービスを提供する主たる対象者)

第7条 居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）

(2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）

(3) 障害児（18歳未満の身体に障害のある児童及び18歳未満の知的障害のある児童）

(4) 精神障害者（18歳未満の者を含む）

2 重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者、行動障害者（18歳未満の者を除く）

(サービスの内容)

第8条 事業所で行うサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) サービス計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ア 食事の介護
 - イ 排せつの介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ その他必要な身体の介護
- (3) 家事援助に関する内容
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 住居等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関との連絡
 - カ その他必要な家事
- (4) 重度訪問介護に関する内容
入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
- (5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (2)から(4)に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(利用者等から受領する費用の額等)

第9条 サービスを提供した際には、利用者等から当該サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、支給決定障害者等から法第29条第3項の規定により算定された介護給付の額の10割の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 第11条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする。なお、この場合事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。
 - ・通常の事業の実施地域を越えてから片道概ね 10km未満 500円
 - ・通常の事業の実施地域を越えてから片道概ね 10km以上 1,000円
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該

費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、支給決定障害者の依頼を受けて当該利用者等が同一の月に障害福祉サービス及び施設入所支援（以下「障害福祉サービス」という。）を受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者総合支援法施行令(平成18年政令第10号。以下「令」という。)第17条に規定する負担上限月額、又は令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び障害福祉サービス等を提供した障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、天竜区を除く浜松市の区域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

- 第12条 訪問介護員等は、サービスを実施中に、利用者等の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 サービスの提供により事故が発生したときは、直ちに利用者等に係る相談支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。
 - 5 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

- 第13条 管理者は、サービスの提供に関する利用者等及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者等及びその家族に説明するものとする。
- 2 提供したサービスに関し、法第10号第1項又は法第48条第1項の規定により静岡県知事又は浜松市長が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して浜松市又は静岡県知事及び浜松市長が行う調査に協力するとともに、浜松市又は静岡県知事及び浜松市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って改善を行うものとする。

- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（非常災害対策）

第14条 事業所は、非常災害に備えて消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う

（衛生管理等）

第15条 事業者は利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1）事業者における感染症の予防、およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における感染症の予防、およびまん延の防止のための指針を整備する。
 - （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防、およびまん延防止のための研修、および訓練を定期的実施する。

（個人情報の保護）

- 第16条 事業所は業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 事業所の職員は、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 事業所の職員であった者は、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第17条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - （2）利用者及びその家族からの苦情解決体制の整備
 - （3）訪問介護員等に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - （4）人権の擁護・虐待の防止等のための委員会を設置
 - （5）その他虐待防止のために必要な措置
 - （6）身体拘束等の適正化の推進
- 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を

現に養護するもの) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内

(2) 継続研修 年6回

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者等に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。
- 4 事業所は、サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団心と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、令和5年11月1日から施行する。
この規定は、令和6年4月1日から施行する。